

フランスの環境刑法

林 美 月 子

目 次

はじめに

I 環境刑法の法益と犯罪構成要件

① 環境刑法の法益

② 環境刑法の犯罪構成要件

II フランス環境刑法の特徴

① 刑事私訴制度

② 刑罰の多様性

III 日本の環境刑法との比較

はじめに

1
従来、フランスは北欧諸国に比べて環境問題への取り組みが熱心ではなかったとされてきた。しかし、何回かの海及び川の汚染事件、マスメディアが環境問題を大きく取り上げるようになったこと、エコロジ―運動が盛んになった

こと等から、国民も環境問題に関心をもつようになり、緑の党も躍進した⁽¹⁾。政府も次第に環境問題に積極的に取り組むようになり、一九九〇年一二月には環境に関する国家計画（いわゆる緑の計画）が国会で決定された。

緑の計画は、一九七〇年からの二〇年間の環境状況・政策を詳細に跡付けた後に、フランスは他国に比して、財政支出・省や学問領域を越えた長期的戦略・景観保護・リサイクル・有害物質の抑制・生態学的知見などで劣っていたとする⁽²⁾。その上で、今後一〇年間の様々な目標を掲げている。大気汚染に関しては、SO₂の25%から30%削減、ヨーロッパのSO₂排出を二〇〇〇年で安定させること、水質汚染に関しては、最も脆弱な地域での窒素やリンを含んだ排出の処理率を15%から80%に進歩させること、廃棄物に関しては、一〇万人以上の都市圏で少なくとも15%の廃棄物をリサイクル流通にする、一次的な産業素材の再利用率を50%にすることなどが盛り込まれている⁽³⁾。また、そのための行政組織は、環境省を中心として、大きくもなく、小さくもなく、筋肉は多いが脂肪は少ない、成果を上げうる行政組織の構築を目指すべきだとする⁽⁴⁾。財源としても、環境保全型の税制が考えられており、例えば、再生不可能なエネルギーに高い税を課し、エコ製品には低い税を課すことや、相続税の代わりに海浜保全事業団に土地を贈与する可能性などが提案されている⁽⁵⁾。

緑の計画の中で、司法については、刑事法上の規定の再集約、環境権の法典化、法人の刑事責任についての立法、環境犯罪の重罰化等があげられている⁽⁶⁾。これらについては既に様々な環境法の中で立法的手当てがなされており、後に必要に応じて検討することとしたい⁽⁷⁾。

以上のような背景の下で、フランス環境刑法の構造とその特徴を概観しようとするのが本稿の目的である。もちろん、フランスには様々な司法外処理の制度があり⁽⁸⁾、刑事訴追されて判決を受ける事件は多くはない。しかし、本稿では、わが国の刑罰法規のあり方を考える上で参考になるようにとの立場から、主として、犯罪構成要件自体について

検討したい。

- (1) 環境リスクと環境法（欧州・国際編・初版・一九九六年・東京海上火災保険編・村木満担当部分）一二六・一二七頁。
- (2) 国際比較環境法センター「先進諸国の環境総合計画・フランス」季刊環境研究九七号（一九九五年）四七頁。
- (3) 「先進諸国の環境総合計画・フランス」四八頁。
- (4) 「先進諸国の環境総合計画・フランス」四九頁、五〇頁。一九九一年には地方における環境省の出先機関である地域圏環境局 DIREN 及び産業大臣下により産業施設を所管する地域圏産業・研究・環境局 DIRRE が置かれた。環境リスクと環境法一三〇・一三一頁。

(5) 「先進諸国の環境総合計画・フランス」五三頁。

(6) 「先進諸国の環境総合計画・フランス」五三頁。

(7) フランス刑法の法人処罰については、川本哲郎「フランスにおける法人の刑事責任」京都学園法学一九九五年二・三号（一九九六年）三二頁以下、フランス刑法研究会「フランスにおける法人の刑事責任（二）」京都学園法学一九九五年二・三号（一九九六年）五六頁以下等参照。環境刑法については、一九九二年二月一日公布の法律で（一九九四年三月一日施行、以下法律の公布等の年月日については、数字のみの記載とする）、一九九二・一・三の水に関する法律二八一条、一九七六・七・九の特定施設法二二四条、一九七五・七・一五の廃棄物法二四一条、一九七五・七・一五の大気汚染防止法七一条に法人の処罰規定が組み込まれた。また、一九九五・二・二の環境保護強化法八一条で、農事法二二二一条の水の汚染に関する犯罪等にも法人処罰が導入された。

また、環境法規定の再集約について関連して述べるとフランスでは、これらの環境法規を大きく二つに分けているようである。例えば、ダローズの環境法典第五版（一九九四年）では、

第一——ニューサンス

騒音、廃棄物、特定施設、核施設、遺伝子操作組織、大気汚染、水質汚染、化学物質

第二——自然保護

動物、狩猟、水、森林、動植物相、自然公園、景観、都市計画等

とされている。ギールも水質汚染を除いてほぼ同様の分類をしている。もともと、これは実務上の体系化であった。しかし、こ

これらの様々な単独法を体系化し、環境法を一つの法典つまり環境法典とすることが、一九九六年二月二日の閣議で決定されたとされる。これは刑事法上の規定の再集約につながるであろう。Guihal, *Droit répressif de l'environnement*, 1997, Avertissement.

(8) 例えば、違警罪の罰金即納制度（刑訴法五三九条——法律に特別の定めのある場合に限る）が、森林法三五二条、一〇条で森林でのごみ捨ての場合の罰金等について適用されている。また、和解（transaction）による公訴権の消滅（刑訴法六条——法律に特別の定めのある場合に限る）の例として、農事法二三二―二条の水の汚染に関する犯罪についての環境大臣の和解権限がある。この和解は検察官の同意を必要とする（農事法二三八―一条、テクレニ二三八―二条）。Lepage, *Transaction pénale pour pollution de cours d'eau*, *Revue de droit rural*, n°215, 1993, 322.

I 環境刑法の法益と犯罪構成要件

① 環境刑法の法益

フランスにおいては法益（*L'intérêt protégé par le droit pénal*）論が活発に戦わされているというわけではない。しかし、環境が刑事制裁による保護に値するかについて次のような考え方が示されている。

第一は、人間種の生存のために環境は保護の必要があるとするものである。世論では、環境は刑法の他の保護法益より上位に位置づけられるべきと考えられているが、これは、環境に人間種生存がかかっているからであるとする⁽⁹⁾。

ここでは、純粹のエコロジー保護ではなく、人間に関係する限りでの環境保護が考えられているといえよう。しかし、それ以上に、人間の健康や生命に影響する限りでの環境保護に限定するものではないといえよう。

第二は、稀少性の故に環境は法益となるとするものである。汚染されていない水、空気などは稀少であり、故に個人の所有権に優先する保護を受けるとする⁽¹⁰⁾。この立場も人間の健康や生命に影響する限りでの環境保護に限定するも

のではないと思われる。そして、稀少であれば人間に関係しなくても環境を保護することになろうから、人間関係する限りでの環境保護の立場であるとも言えないであろう。他方で、稀少でなければ保護されないのであるから純粹のエコロジ―保護とも言えない側面がある。⁽¹¹⁾

確かに、様々なフランスの立法から、自然保護と生活環境保護は社会的価値のヒエラルキーの中に位置づけられていることは明らかである。例えば、一九九五年二月二日公布（以下、法律の公布等の年月日については数字のみを記載する）の環境保護強化法は、国民の共通遺産であり、今後保護されるべきものとして、大気、資源、自然環境、景観、動植物の種、それらが関係する生物学的多様性と均衡をあげている。⁽¹²⁾ 農事法二〇〇―一条は「大気、資源および自然環境、景勝および景観、動植物相、生物の多様性および均衡性は、国民の共有財産の不可欠な一部である」「それらを保護、利用、復元、修復、および管理することは、社会全般の利益であり、そしてまた将来の世代に必要な開発需要を危うくすることなく現在の世代に必要な開発需要を満たすことを目指した持続可能な開発という目標に即したものである」とする。⁽¹³⁾ さらに、一九九六・一二・三〇の大気とエネルギーの合理的利用に関する法律は健康に害のない空気を吸う権利を認めている。⁽¹⁴⁾

最も重要なのは、新刑法典が「第四部 国民、国家及び公共の平和に対する重罪及び軽罪、第一編 国民の基本的利益に対する侵害」において、環境保護規定を置いたことである。すなわち、第四一〇―一条は「国民の基本的利益」と題して「本編において、国民の基本的利益とは、独立、領土の安全、安全の保障、制度の共和的形態、国防及び外交の手段、フランス及び外国における国民の保護、自然環境及びその他の環境との均衡並びに科学的経済的な能力及び文化的遺産の基本的な要素を意味する」と規定している。⁽¹⁵⁾ この規定は国民の基本的利益について、一般的、絶対的な定義をするものではなく、今後認められねばならない利益を網羅的に規定しているものでもない。しかし、保護さ

れる社会的価値を示したものであり、訴訟の対象になるもの、つまり、重罪・軽罪として刑罰を科される典型的な利益であることを示していることは確かである。⁽¹⁶⁾

このように、フランスでは、様々な環境法及び刑法において、環境が国民の利益であり、国民の共通遺産、共有財産とされていることは確かである。そこでは、動植物相、生物学的多様性と均衡があげられており、あるいは、国民の保護とは別に自然環境の保護があげられているところから、人間の健康や生命に影響する限りでの環境保護に限定しない考え方に立っているといえよう。しかし、純粹のエコロジー保護をめざすのか人間に關係する限りでの環境保護をめざすのかは明らかではない。

なお、罪数に關連して法益の議論があり、行政行為獨立の原則により、許可は個々のものとして、違反があつたときに複数の犯罪となるかが問題とされている。理論的には法益が複数なら犯罪も複数である。しかし、自然環境が一つの法益なのか、水、空気などの要素毎に法益を考へるかは大問題であるとされている。⁽¹⁷⁾

② 環境刑法の犯罪構成要件

次に、いくつかの代表的な環境犯罪構成要件と法益の關係を検討しよう。

1 新刑法典

新刑法典は環境を国民の基本的利益であるとする規定を置いたにも拘わらず、刑法典中には環境犯罪の処罰規定を置かなかつた。すなわち、同じ理念に基く他の法律による処罰を予定するものといえる。

たしかに、環境保護に關する刑法典の刑罰規定は皆無ではなく、四二二―二条にエコロジテロが規定されている。すなわち「威嚇又は恐怖によつて公の秩序を著しく妨げる目的をもつて、個人又は集團の企てと關連して、人若しく

は動物の健康又は自然環境を危険にさらす性質を帯びた物質を大気中、地上、地下又は水系並びにに領水に放出する行為は、同じくテロ行為とする」と規定する⁽¹⁸⁾。スペイン司法大臣は一九九一年一〇月七日に国会でこの犯罪を「エコロジーテロ、言い換えると環境侵害」としたとされる⁽¹⁹⁾。自然環境を危険にさらす行為とは、水、大気の汚染、土壌の不毛化、もっとも広く動植物相の生命、自然、再生、存在に反する全ての行為を言う⁽²⁰⁾とされるが、解釈は学説・判例に委ねられている。

本犯罪は形式犯であり、損害や結果の発生を要しない。人が死亡したときは刑が加重される（四二二―二条二項）。その意味で確かに、四一〇―一条の趣旨に則って、人間の健康や生命に影響がなくても環境を保護しようとするものと評価できる。しかし、この犯罪は日常の環境問題とは関係のないものであることは否めない⁽²¹⁾。

それではなぜ、刑法典中に一般的な環境犯罪規定を置かなかったのであろうか。そのような規定を置くことは、NGOであるヨーロッパ・カウンセルが一九七七年五月に提案していたし、一九七六年当時の司法大臣の望みでもあったとされる⁽²²⁾。刑法典中に一般的処罰規定を置くことは、環境が刑法によって保護されるに値するものであることを宣言することになる。とくに、環境問題の全体性や人間と自然環境の相互作用を捉えることができる⁽²³⁾。また、一つの条文で様々な行為を処罰できるので現行法の処罰の間隙を埋めることができる利点がある⁽²⁴⁾。一九七八年にはいくつかの立法案も国会に提出された。例えばチッコリーニは「不注意、軽率、過失によって、直接又は間接に、自然環境の均衡あるいは土壌、水、大気の本質的性質を変化させることによって、人間、動物又は植物の健康に害をもた」らすことを犯罪とする提案を行なった。しかし、立法には至らなかったとされる⁽²⁵⁾。このような規定の問題点は、第一に、現行法との整合性、第二に、単なる規則違反との区別、第三に、人間、動物、植物を同列に扱うことで、かえって適用が困難になる懸念にあるとされる⁽²⁶⁾。最後の点は、純粹のエコロジー保護に傾くことへの懸念とも考えられる。

2 行政規則違反

それでは、刑法典以外の法規では環境犯罪はどのように構成されているのであろうか。一九七五年以前の環境刑法は警察的規則による環境保護によっていたとされる。知事や市長には管轄区の健康、衛生、静謐の保護のための規則 (reglements de police) 制定権があり、その違反を警察行政 (police administrative) 的に取り締まることで、環境を保護していた。違警罪はその本質上、地方市民の間でのよい共同生活の保障計画の中で、地方の権限によって作成された規則の違反であり、環境保護はこの違警罪にまさに相応しかったのである。その刑はあまり重要でないものであり、環境法は現在でもこのような立法形式を豊富に使っている。例えば、特定施設法の一九七七・九・二一のデクレ四三条三項の規則不遵守罪をあげうる。⁽²⁷⁾

一九六〇年代の終わり頃から、若い世代が環境保護の重要性を主張するようになり、これにこたえて、ジスカールデスタン大統領は一連のエコロジー計画を発表した。一九七五・七・一五の廃棄物処理とリサイクルに関する法律 (以下、廃棄物法と略す)、一九七六・七・七の海水の保護に関する法律、一九七六・七・一〇の自然保護法等がこの時期の主要な立法である。これらは汚染者を社会の敵として非難するものである。これらの法律も法律自体には犯罪のすべての構成要素を規定せず、行政権限に汚染物質の記述の任務を負わせている。この権限は以前のように地方に割り当てられるのではないが、政府組織・大臣・大統領に与えられている。⁽²⁸⁾

たしかに、環境は抽象的なものではなく、様々な変化しやすい要素の集合である。源流の川はノルマンディの川とは異なり、その保護も干ばつを恐れるか、氾濫を恐れるかで異なる。環境法はこの理由から行政規則の集合であり、*sanctionnateur* 又は *accessoire* (111) では仮に行政従属形式と訳しておく) という立法形式を採用し、制定者は刑

罰のみを規定することが多い。犯罪については他の権限者（一般的には行政）が規定することになる。これに対して、*droit pénal autonome*（犯罪と刑罰を一緒に規定し、制定者はこの二つを自由にできるというオートノム形式、仮にこのように訳しておく）は少ない。⁽²⁹⁾

このような、行政規則違反は、環境という法益への損害の結果とは一応切り離して、損害に対する潜在源を規制しようとするものが多く、通常、妨害犯罪 (*incriminations obstacles*) といわれる。無許可、無申告罪等がその典型であるとされている。⁽³⁰⁾

このような行政規則違反については、次のような欠点があり、環境保護等にあまり貢献していないとされる。第一に、行政規則についてのアクセスと相談の困難さがあり、行政職員でさえすべての法を調査する余裕はなく、また、手続きも複雑で部局の権限も入り組んでいる。第二に、規則は扱いが困難である。つまり、教育的、饒舌な、あるいは非常に科学的な表現が用いられている。さらに、それらが、悪臭の放出の禁止といった不明確な表現と共に出てくる点で適用が難しいという問題があるのである。⁽³¹⁾

刑罰の重さという観点から環境法の犯罪を概観すると、妨害犯罪の多くは行政規則違反として違警罪を構成するにすぎない。例えば、特定施設法の一九七七・九・二一のデクレ四三条三項の規則不遵守罪は第五級違警罪であり、一万フラン以下の罰金を科されるにすぎない。

しかし、妨害犯罪にも軽罪とされるものがある。第一は、許可なし犯罪、命令違反罪、検査妨害罪である。例えば、特定施設法は許可なし操業罪について一年の懲役及び（又は）五〇万フランの罰金（一八条）⁽³²⁾を、閉鎖処分命令違反罪に二年の懲役及び（又は）一〇〇万フランの罰金（二〇条）を、検査妨害罪に一年の懲役及び（又は）一〇万フランの罰金をそれぞれ規定している。

第二に、最近では、妨害犯罪の中で、いわゆる書類犯罪といわれるものが、軽罪とされる傾向にある。つまり、申告書の不作成、質問書に答えない等といった犯罪について、このような書類犯罪は環境に対して物質的な危険を構成するものではないが、assujetti (義務違反者) の中で危険のサインと見なされ、汚染物質の排出と同様に処罰されている。例えば、一九七五・七・一五の廃棄物法二四條は土壤に危険な廃棄物の投棄罪(二四條六項)と廃棄物排出情報の不提供や虚偽情報提供罪(二四條三項)に等しく、二年の懲役及び(又は)五〇万フランの罰金を規定している。⁽³³⁾

第三に、環境法の中でとくに重視すべき政策、廃棄物行政等の重視の結果、軽罪とされていると思われるものがある。例えば、廃棄物法二四條二項は生産者や輸入業者の廃棄物処理協力義務違反罪を軽罪とし、二年の懲役及び(又は)五〇万フランの罰金を規定している。これは妨害犯罪といえようが、リサイクルの重要性から、軽罪にされているといえよう。⁽³⁴⁾

第四に、行政規則違反にも、純粹の妨害犯罪とは異なり、結果との関係で捉えうるので軽罪とされているのではないかが問題にされているものがある。この点で、動植物相の保護についての一九九六年六月一二日破棄院判決は興味深い。⁽³⁵⁾農事法二一一一条三号は特定の動植物の環境の破壊・変更・悪化等を禁止している。保護される動植物の特定などの詳細はデクレで定められる(農事法二一一一条、二一一一条、二一一一条)。デクレを補完する様々なアレテによって、海洋性植物、海洋性哺乳類、両生類、爬虫類、軟体動物、原住性のザリガニなどが保護動植物として指定されている。この違反については農事法二二五一条で六万フランの罰金及び(又は)六ヶ月未満の懲役が規定されている。他方で、デクレによって、知事はアレテで動植物の生活域(水溜まり・沼・木立等)の保護に必要な手段を、種の栄養摂取・再生・休息・生存に必要な限りでとることができ(農事法R二一一一条)、さらに、アレテで環境の生物

学的均衡に影響しうる行為（焼畑・刈り株の野焼き等）を禁止できるとしている（農事法R二一一一四条）。この違反は、農事法R二一一一（R二一一一・二・一四の知事のアレテ処分に応じた者）で第四級違警罪の刑によって、つまり、五千フラン以下の罰金に処せられることになる。

この二つの刑罰法規の矛盾が問題となったのが本件である。Bouches du Rhôneの知事はある動物の保護のために土地の開墾を禁止していた。それにもかかわらず、所有者は土地を開墾した。判決はデクレ違反ではなく、法違反とし軽罪とした。弁護人は控訴し、保護動物に損害があるなら軽罪だが、検察側がこの損害を証明しないなら違警罪に過ぎないと主張したのである。しかし、控訴審はこの弁護人の区別を排斥し、破棄院もこれを支持したが「控訴審の判決は非難の余地なくその判決を正当化している」というだけのものであった。

よって、アレテ違反も軽罪となつてしまい、デクレR二一一五一一一条は無意味になるのではないかと疑問がだされて⁽³⁶⁾いる。また、農事法の軽罪はあまり利用されておらず、違警罪の方がふさわしいともされる。しかし、生息地保護に関するアレテの不遵守の中で、時折又は間接的に保護種の生息を脅かすにすぎないものは、軽罪ではなく、違警罪とすべきだとの議論⁽³⁷⁾にみられるように、軽罪にはある程度の環境に対する危険性が必要であると考えられているのである。ギーアルは、農事法二一一一一条に関する生息地保護のアレテ（農事法R二一一一二条）違反も単なる規則違反とはいえない。そこでは、生息地について、ある動物が食物採取や再生が困難になっていることの証明は必要ないが、生息地変化の証明は必要とされているとする⁽³⁸⁾。確かに、農事法二一一一一条はデクレやアレテに細目規定を譲っているものの、犯罪の大枠を規定している点では単なる行政規則違反とは異なる。ある程度の環境に対する危険が必要な場合のあることが学説上示されている点で興味深い。なお、ここではアレテによって原住のザリガニ等も保護されるのであるから、人間に關係する限りでの環境保護よりも純粹のエコロジー保護が考えられているとも言

える。

3 オトノム犯罪

行政規則とは独立に、環境法の中に犯罪と刑罰を規定しようとするのがオトノムという立法形式である。オトノム犯罪というのは立法の形式であるから、法益と犯罪の繋がりやどのようにつまづかせるかはいろいろ考へうる。理論的には妨害犯罪を規定することも不可能ではないことにならう。しかし、フランスでは、オトノム犯罪は行政規則違反罪よりも結果との繋がりを重視して立法されているように思われる。

第一に、フランスでは結果犯 (*infractions de résultat*) と⁽³⁹⁾なっているが、具体的な損害との因果関係は不要とされている犯罪立法形式がある。例としては一九九二・一・三の水に関する法律二二条三項を揚げうる。この法律は一条で、水を国家の財産の一部とし、また、エコシステムの保護を水管理の第一目的とし、経済的使用は第二目的に過ぎないとしたことで有名であるが、二二条三項では「地表水、地下水、領海内の海水、もしくは、海岸に大量の廃棄物を投棄した者」は二千フラン以上五〇万フラン以下の罰金及び（又は）二ヶ月以上二年以下の懲役に処すと⁽⁴⁰⁾する。廃棄物の定義はないが、一九七五・七・一五の廃棄物法一条によれば、生産、加工、利用過程で生じる排出物と廃棄され又は廃棄されようとしているものである。

結果とのつながりは、「大量の」という文言の解釈に入ってくる。これは、「水中での栄養摂取の正常な状態に対する重大な変更」をもたらす程度のもものと⁽⁴¹⁾され、明確性の原則からは十分とは言えない。もっとも、破棄院はこの規定を憲法違反とはしないであろうとされている。

しかし、とにかく損害の発生は不要であり、結果発生を要する後述の農事法二二条や本法の水質汚染罪が成

立するなら、特別法としてそれらが優先する。これに対して、投棄と損害の因果関係に問題があるようなときは検察官は両者について訴追の利益があり、裁判官が適切な方を選択するとされる。⁽⁴²⁾

フランスではこのような廃棄物投棄罪を結果犯と位置づけている。⁽⁴³⁾しかし、行為と結果発生の危険との繋がりがあるにすぎず、わが国でいうところの抽象的危険犯と解することができよう。ここでは動植物の栄養摂取に重大な変更をもたらすことが問題とされているが、これが純粹のエコロジー保護を求めるものか、人間に関係する限りでの環境保護に限定するものかは明らかではない。しかし、人間の健康や生命に影響する限りでの環境保護ではないであろう。

第二に、わが国でいうような結果犯がある。もちろん「オゾン層に穴を開けた者は」というような処罰規定を置いたとしても、行為と結果の因果関係の証明は不可能なので無意味である。⁽⁴⁴⁾しかし、これは、大気汚染の特殊性にもよっているのであって、環境犯罪を結果犯として構成・立法することが不可能なわけではない。

現に、農事法二三二―二条は二三二―三条で指定された水域に、直接又は間接に、その作用又は反応により、養魚 (piscicole) に害⁽⁴⁵⁾なり (détruire) 又はその栄養摂取、再生、栄養摂取能力を害する物質を、投棄、放流又は流出させた者は一二万フラン及び(又は)二年の懲役に処す」と規定する。二三二―三条で指定された水域とは、すべての水流、水路、小川及びそれらとつながっている水のプランである。ここでの損害は必ずしも養魚の死を意味せず、ミネラル層の堆積による水底の枯渇等でもよく、つまり、水環境の衰弱でよいとされている。⁽⁴⁵⁾また、損害と因果関係があれば寄与度が少なくても刑事責任を問われる。ここでは、人間の健康や生命に影響する限りでの環境保護の意を指しているのではないであろう。しかし、養魚を対象としているので、人間に関係する限りでの環境保護を考えているように思われる。この犯罪による訴追は多く、環境犯罪訴追には一般的には消極的な検察官の態度の例外で

あるとされる⁽⁴⁶⁾。判例は、行政の予想よりも川の水量が少なく、被告人の排出が農事法二三二二で処罰される損害をもたらしたばあいについても、被告人は排出を気象に合わせる義務があるとされた⁽⁴⁷⁾。

また、一九九二・一・三の水に関する法律二二条一項は「地表水、地下水、領海内の海水に、直接または間接的に、一つもしくは二つ以上の物質を投棄、放流、もしくは、流出させ、その作用もしくは反応により、たとえ一時的であつても健康に害を与えたり、植物相や動物相に損害を与えた場合」は二千フラン以上五〇万フラン以下の罰金及び（又は）二ヶ月以上二年以下の懲役に処せられると規定する。ここでは、人間の健康と同列に動植物相への損害が規定されており、農事法二三二二条よりも純粹のエコロジー保護に傾いているようにも思われる。

しかし、今後は、右のような事例が一九九二・一・三の水に関する法律二二条によって訴追される場合には、被告人の行為は合法とされる可能性がある。すなわち、水に関する法律二二条一項の水質汚染罪は行政の許可があつた場合を正当化事由としているので（二二条一項。但し、許可条件などのアレテの違反のないことが必要）結果犯としての構成の効果は半減するように思われる。

このような場合に許可を尊重することには反対が強い。すなわち、許可は無害を保障するものではなく、許可条件は経営者と行政担当者の交渉の結果でしかなく、また、条件は企業の技術的・経済的制約をうけていることがその理由とされる。また、単なる届出（申告）による排出は正当化されないのに、産業環境汚染は行政許可によって保護されるという矛盾がある。さらに、農事法二三二二条の淡水での排出による養魚の生命への損害の処罰には正当化事由がないので、養魚は、人間の生命より手厚く保護されていることになる⁽⁴⁸⁾とされる。

⁽⁴⁹⁾しかし、水に関する法律二二条の水質汚染と廃棄物投棄を比較すると、廃棄物投棄の方が多く訴追されているという⁽⁴⁹⁾。これは水質汚染罪より適用が容易であり、損害の発生が不要であること、許可が正当化事由にならないこと、

廃棄物の質は問題にならず、量のみが問題であることによる。⁽⁵⁰⁾

このように、環境に対する結果犯は、まず、明確性の原則に反しないように定義することが困難であり、⁽⁵¹⁾ 定義できても適用に当たって損害の立証や、許可の扱いなどに困難が生じる。

しかし、フランスでは妨害犯罪を非犯罪化し、刑罰を行政権限に移すというのが環境法の基本路線であるとされ、⁽⁵²⁾ また、新刑法典は違警罪について意思的要素をはずしてしまっただけで行政的制裁と違警罪の区別は無くなり、⁽⁵⁴⁾ 非犯罪化が主張されるようになってきていることからすると、逆に全体の均衡からして結果犯を新設する必要があるともされている。⁽⁵⁵⁾

- (9) Robert, *Le problème de la responsabilité et des sanctions pénales en matière d'environnement*, *Revue internationale droit pénal*, 1994, vol. 65, 948.
- (10) Guihal, n. 466, n. 467. (以下、本書についてはとくに頁を示さない限り、ナンバーで該当箇所を示す)。
- (11) なお、純粹のエコロジ保護については、民事の分野に関してはあるが、商業的価値のないことと自然環境はどのように変化するか不明である点で問題があるとされている。Guihal, 873, 874, 875.
- (12) この保護目的は新刑法の哲学と結びついていられるとされる。Roujou de Boubee, Boulloc, Francillon, Mayaud, *Code pénal commenté*, 1966, 621, n. 2. 本法律については、*Environment*, *Rev. sc. crim* (2) 1996, *Chronique législative*, *Rev. sc. crim* (3) 1996, 698.
- (13) 本法律については国土開発技術研究センターの訳がある(未公刊)。
- (14) Faberon, *La loi 30 décembre 1996 sur l'air et l'utilisation rationnelle de l'énergie*, *Environmental Policy and Law*, 27/3, 1997, 221. 但し、*Environmental Policy and Law*, 27/2, 1997, 112では、この法は環境大臣のロリン・レーバーシュによって提案されたが、オリジナルのテキストから、自動車業界と石油業界の反対で、きれいな空気への市民の権利が外されたとされる。
- (15) 法務大臣官房司法法制調査部編・フランス新刑法典(平成七年)の訳による。
- (16) Roujou de Boubee, Boulloc, Francillon, *Code pénal commenté*, 621. *Circulaire du 14 mai 1993*, *Titre I er* の規定はシン

- ホリックな性格のものであるとする。
- (17) Guihal et Léost, Les dispositions pénales de la loi du 3 janvier 1992 sur l'eau, Rev.sc. crim. (4), 1994, 711. キーアルは免れられた許可ごとく侵害された価値は異なるので、たとえ環境として一括りにできるとしても、違反は実在的競合になるとする。Guihal, 421. また、規則違反で更に実害を発生させたときも二つの価値に違反してお実在的競合であるとする。Guihal, 423.
- (18) 法務大臣官房司法法制調査部編・フランス新刑法典（平成七年）の訳による。
- (19) Cartier, Le terrorism dans le nouveau code pénal français, Rev. sc. crim. (2), 1995, 201.
- (20) Cartier, Rev. sc. crim. (2), 202.
- (21) Guihal, Nouveau code pénal et protection de l'environnement, Gazette du palais dimanche 16 au jeudi 20 avril 1995, 2. 本文は、新刑法典は各則より総則において環境法の分野に影響しているとする。その例として次の三点をあげる。第一は、刑法一二二一条の自己行為責任の原則の下でも、従業者の行為に対する企業主の責任を問うことは可能かという問題である。第二は、刑法一二二二条第一項の故意処罰の原則の下でも、軽罪を犯す意思のない者にも犯罪は成立するかである。例えば、保護鳥を狩猟鳥と誤まって捉えた場合にも処罰できるかである。第三は、刑法一二二四条の法律上の命令による正当化原則の下での、規則による許可の正当化の範囲である。
- (22) Prieur, Droit de l'environnement, 3e éd. 1996, 832 n. 937.
- (23) Prieur, 830 n. 935.
- (24) Prieur, 831 n. 935.
- (25) Prieur, 830 n. 935.
- (26) Prieur, 830 n. 935.
- (27) Robert, Revue internationale droit pénal 1994 (65), 950.
- (28) Robert, Revue internationale droit pénal, 952.
- (29) Robert, Revue internationale droit pénal, 953.
- (30) Guihal, 467. Guihal et Léost, Rev. sc. crim. (4), 1994, 708.
- (31) Robert, Revue internationale droit pénal, 953, 954. Guihal et Léost Rev. sc. crim. (4), 1994, 708.

(32) 判例では、許可なしに操業を開始した後、行政当局が改善命令を出し、さらにその期間の延長を認めていたような場合にも(結局はその期間も守られなかった事案であるが)、その期間内に検証調書(*procès-verbaux de constatation*)で一八条違反が証明されれば(刑訴法四二七条は自由心証主義を規定する。ただ、同法四三一条では権限のある者の調書による軽罪の検証に対する反証は書証又は証人によってしか提出できないとされているので、検証調書の証明力は高い。なお検証調書については刑訴法二二条参照)許可なし操業罪が成立するとされた。一九七七年七月一八日の破棄院刑事部判決(*n. 296-83-344*)。この判決について Robert, *Infraction relevant du droit de l'environnement et de l'urbanisme*, *Rev. sc. crim.* (4), 1997, 842-843.

(33) Robert, *Revue internationale droit pénal*, 955.

(34) なお、この犯罪については次のような判例がある。すなわち、一九七五・七・一五の廃棄物法六条は、生産者や販売者が直接生み出す廃棄物ではなく、消費者がその物の使用によって排出した廃棄物について生産者、輸入者、販売者に廃棄物の処理を義務づけている。その場合、自分で回収するか、他人に回収させるかを選択するが、違反は自然人については二年の懲役及び(又は)五〇万フランの罰金(廃棄物法二四二条二項)、法人については罰金と業務停止(二四一条、刑法一三一一・一三八・一三九条)である。一九九二・四・一のデクレは他人に回収させる場合について、認可された企業のサービスによる回収(デクレ五、六条、法九条)によるものとし、これを実効性のあるものとするため、廃棄物は生産者によって特定されねばならないとする。つまり、廃棄物処理業者のロゴを貼ることを義務づけている(廃棄物法五条)。

さて、この制度下の訴追第一号はインターマルシェのグループ法人であった。一九九六年九月三〇日パリの軽罪裁判所は被告人を無罪とした(控訴中)。事実は、DGCCRFのエージェントがインターマルシェの店の中で一一の包装された生産物を販売した。しかし、エコアンバラージュのロゴがなく、法六条とデクレ違反で法二四二条で訴追された。裁判所は違反は認めしたが帰責しなかった。法六条は生産者、輸入者、販売者を同様に義務づけ、デクレ四二条は前二者が特定できないときに始めて販売者に義務づけているが、本件では生産者や輸入者は特定されているとして、刑罰法規の厳格解釈により、販売者に帰責しなかったのである。法が三者を平等に扱っているとしても、デクレ起草者は誰に義務を課すか選べるとした。

しかし、この判決とは反対に、生産者に責任を負わせるべきとの見解も強い。親会社であり、子会社である生産会社を支配している点、強大な経済力をもち、包装の時点で、商品の納入業者よりも大きな能力・権限があったであろうことがその根拠である。いずれにせよ、この制度は、経済的な見地から、買い手から売り手に義務を移しているのである。Robert, *Rev. sc. crim.* (2),

- 1997, 386-389.
- (35) 本判決は Robert, Rev. sc. crim (2), 1997, 389, 390 に概要が示されているが、判決番号は不明である。
- (36) Robert, Rev. sc. crim (2), 1997, 389, 390.
- (37) Guihal, 1950, 1952, 1953.
- (38) Guihal, 1901.
- (39) Guihal, p. 467. 通常の犯罪については、実質犯（実害犯）と形式犯という区別がなされているようである。沢登俊雄他・フランス刑事法（刑法総論・昭和五六年）一四九頁。
- (40) 本法律の邦訳として、国土開発技術研究センター・フランスにおける水法（一九九二年）がある。
- (41) Guihal, 2825.
- (42) Guihal et Léost, Rev. sc. crim. (4), 1994, 715.
- (43) Guihal, 467. Guihal et Léost, Rev. sc. crim. (4), 1994, 714. Prieur, Droit de l'environnement, 3ed, 1996, 815 n. 918.
- (44) Robert, Revue internationale droit pénal, 954. 大気汚染に関しては、一九九六・一二・三の大気汚染防止法は二条で大気汚染を定義している。そこでは、人間の健康に危険なもの他、生物学的資源やエコシステムに害になる物質の大気への排出も含まれている。しかし、処罰に関しては、このような物質の排出者全てではなく、知事の命令に反して排出した者のみに限定している（二九条二項——工業、商業、農業、サービス業が二条に定義された大気汚染物質を、三八条による知事の命令に反して排出したときは、経営者は六月以上の懲役及び五万フランの罰金に処せられる）。Guihal, 2704.
- (45) Guihal, 2882.
- (46) Prieur, Droit de l'environnement, 814, 824 n. 928. の規定のもととなった農事法 R 四三四―一条は「最も利用され、もっとも恐れられた法律で」あるとされていた。平野竜二「環境の刑法的保護」（刑法の機能的考察・刑事法研究第一巻。昭和五九年）一一七頁。
- (47) Robert, Infractions contre la qualité de la vie : environnement, Rev. sc. crim (2), 1993, 343.
- (48) Guihal et Léost, Rev. sc. crim. (4), 1994, 715. Guihal, 2880.
- (49) Guihal, 2826.

- (50) Guihal et Léost, *Rev. sc. crim.* (4), 1994, 715.
- (51) Guihal, p. 468.
- (52) Guihal, p. 465.
- (53) 刑法二二二―二三条は故意犯処罰の原則を規定する。「①重罪又は軽罪を行なう意思がなければ、重罪も軽罪もない。②前項の規定にかかわらず、法律に定める場合、不注意、怠慢又は他人の身体を意図的に危険にさらすときは、軽罪となる。③不可抗力の場合には、違警罪とならない。」とする。前掲・法曹会・フランス新刑法典の訳による。
- (54) ギーアルは、犯罪の性格や制裁の性格からは行政制裁と刑罰は区別できない。たとえば、規則を守らせるための刑罰も行政法に固有ではなく、刑法にもそのようなものはあるとする。そこで道徳的要素によって、つまり意思的要素によって両者を区別する道が残るが、これも新刑法点の規定で意味が無くなったとする。Guihal, p. 466-468.
- (55) Guihal, p. 468.

II フランス環境刑法の特徴

① 刑事私訴制度

フランス環境刑法第一の特徴は刑事私訴にある。もともとこれはフランス刑事訴訟法の特徴を環境刑法にも適用した結果である。

フランスにおいては訴追権限は原則として検察官にあり、また、検察官には訴追裁量権がある（刑法四〇条一項）。しかし、フランスには刑事私訴制度がある。刑事私訴には二種類ある。一つは、検察官による公訴がなされたときに、被害者がそれに参加するという方法で刑事裁判所に損害賠償請求訴訟を提起するもので、いわゆる付帯私訴である（刑法二条、八七条一項、四一八条以下）。しかし、環境刑法にとって重要なのは独立の私訴である。すな

わち、検察官が公訴を提起していないときに、被害者が訴えの方法によって刑事裁判所に私訴権を行使するものである。これは検察官の起訴便宜主義を制約するものである。⁽⁵⁶⁾このような制度は歴史的には私人訴追主義の名残であるとされる。⁽⁵⁷⁾また、この制度は、私訴原告人と検察官の証拠の相互利用、原告、被告とも一個の答弁・証言で刑事・民事の訴えを進められるので時間的・経済的に節約になること、刑事・民事判決の矛盾を回避できる点などにメリットがある⁽⁵⁸⁾とされる。さらには、この公訴と私訴の併用は「実体はむしろ公権力と私人との対当観念にもとづく民主的な制度のように見える」とも⁽⁵⁹⁾されている。

具体的には、予審のない違警罪又は予審が裁量的である軽罪に関しては、違警罪裁判所又は軽罪裁判所に犯罪者を直接呼び出して行なう（刑訴法五三一条、三八八条）。重罪など予審が義務的であるか、犯罪者が不明の場合は、私訴原告人となることの申し立てを伴う告訴による（刑訴法八五条以下）。その後は、予審判事は検察官に通知をし（刑訴法八五条一項）、検察官は告訴状記載の事実を証明できないか、その事実が何らの犯罪構成要件を充足しない場合に限り、予審不開始の申し立てができる（刑訴法八六条三項）。しかし、予審判事はこれに拘束されるわけではない（刑訴法八六条三項）。予審判事は予審の理由がないと認めるときには予審免訴を言い渡す（刑訴法一七七条一項）。

例えば、パリの大気汚染がひどいのに、汚い空気を吸わないようにする何らの対策もしていないとして、ある家庭の主婦がパリ市長と警察署長（*le maire et le préfet de police de Paris*）に対して民事訴訟を起こした。⁽⁶⁰⁾しかし、一九九六年六月二五日の判決で破棄院刑事部は予審の理由はないとするパリ控訴院起訴部の判断を支持した。民事原告は刑法二二三一条（義務違反により人身を危険に晒させる行為——「法律又は規則によって課せられた特別の安全義務又は注意義務を明らかに意図的に怠り、他人の死亡又は身体の一部喪失若しくは永続的な障害を引き起こす性質

をもつ傷害の差し迫った危険に直接さらさせる行為は、一年の懲役及び一〇万フランの罰金に処する」に基いて私訴を提起したのである。確かに、病院の統計等で大気汚染と死の関係は示しうるし、メディアを通じて知事はこの状態に気付いていたといえる。しかし、犯罪成立のためには「安全のため特別の義務」が必要である。判決は市長等の行動に関する法律である、コミュニケーション法一三二・一・六条と一九七四・五・一三のデクレ七四・四一五条を考慮したが、これから特別の義務は出てこないものであり、これらは、市長等の一般的義務や警告の手続きを規定しているに過ぎないとした。破棄院もこの判決を支持した。その後、一九九六・一二・三〇の大気汚染に関する法律一条は、各人が汚れていない空気を吸う権利を実効性あるものにするための国家の義務を規定したが、これも一般的義務に止まる。同じく一条に規定された大気汚染の予防措置も一般的なものであり、これらを根拠に行政の無気力に対して私訴を提起する場合にはこのようなハードルがあるのである。⁽⁶¹⁾

告訴の理由が不十分であるか、犯罪成立の主張が不十分であるような場合には、検察官は関係人の取調べを申し立てられる（刑法八六条四項）。予審開始後の取調べの後に告訴に理由がないとされた場合は、告訴人は誣告罪で告訴されうる他、損害賠償を請求される（刑法九一条）。

私訴の要件

さて、刑法二条は「重罪、軽罪又は違警罪によって生じた損害の賠償を求める私訴権は、犯罪によって直接生じた損害を一身的に蒙ったすべての者に属する」と規定する。ここから、損害と犯罪の法益との一致、犯罪と損害の因果関係といった私訴の要件が出てくる。

まず、損害と法益の一致については、従来は犯罪の被害法益が私益であることが必要とされてきた。法益があまり

にも広くて公益としか言えないような場合には私訴は認められないとされてきた。⁽⁶²⁾そして、従来は行政法規は公益保護規定であり、私益の保護を眼中においていないので、仮に被害者が行政法規違反の犯罪によって損害を蒙ったとしても私訴は認められないとされてきたが、この点に変化が見られるようになったとされる。⁽⁶³⁾例えば、従来は建築法規違反の建物によって日照権侵害を受けても、都市計画法は公益を保護するものであり、また、被害者の損害は犯罪の直接の結果ではないとされてきた。しかし、許可なし建築による騒音・排ガス被害について、都市計画法は公益の他に私益保護も目的としおり、法規違反の建築工事が直接かつ個人的な損害を引き起こしている限り、私訴を提起できるとされた。⁽⁶⁴⁾すなわち、行政法規違反犯罪にも法律上保護された私益が認められてきているのである。環境法の分野でも、私訴権は認められつつあるが、⁽⁶⁵⁾損害と法益の一致については、農事法の漁業の禁止は魚の生命を保護するものであり、その違反は観光客の減少という損害とは一致しないとされている。⁽⁶⁶⁾

次に、犯罪と損害の因果関係についてみると、この因果関係は比較的広く認められているようである。例えば、多数企業の排出による水の汚染でもよい。⁽⁶⁷⁾また、他に原因が見当たらないことでもよい。例えば、養蜂場の蜜蜂が春に谷に降りていって死ぬのは、他の原因がない場合には、谷にある工場の排出するフッ素による汚染によってのみ説明できるとされた。⁽⁶⁸⁾しかし、日当たりが悪くなったり、高いところから覗かれるような事態は、隣家の許可違反建築という犯罪の際に生じたとしても、犯罪の直接の結果ではないとされた。⁽⁶⁹⁾建築を許可した誤りの直接の結果ではないとされたのである。⁽⁷⁰⁾

共同利益の保護について、判例は団体には私訴を認めてこなかったとされる。⁽⁷¹⁾しかし、まず、一九七三・一二・二七の商人・手工業者指導法四六条により消費者団体の利益保護のために私訴権を行使することが認められた。⁽⁷¹⁾環境法の分野においても、新しい傾向として、団体にも私訴権が認められている。一九七五・七・一五の廃棄

物法二六条と一九七六・七・一〇の自然保護に関する法律四〇条は環境大臣に公認された環境保護団体に私訴権を認めた。しかし、自然保護に関する法律四〇条においても、私訴の対象となる犯罪は同法の動植物相保護規定違反と自然環境保全区域での規制行為違反に限定されていた。その後、一九七六・一二・三一の都市計画法一六〇一条、四八〇一条が公認自然・生活環境保護団体に私訴権を認めた。一九九二・一二・三一の騒音防止法二六条も公認の団体による私訴を認めた。さらに一九九五年の環境保護強化法は環境保護団体の私訴権をより広く認めた。これは農事法二五二一条に組み込まれている。

すなわち、まず、農事法二五二一条は「環境保護団体は少なくとも三年前から活動をおこなっているのであれば、定期的に届け出がなされている団体、ならびに自然保護、生活環境の改善、水・大気・土壌・風光・景観の保護、都市開発の範囲内で合法的活動をおこなっている団体、または汚染・公害対策を目的としている団体、および一般に環境保護を主たる目的として活動している団体は、行政当局により理由を付した認可を受けることができる」と規定する。⁽⁷⁾農事法二五二一条は私訴の対象を次のように規定する「第12521一条に掲げる公認団体(2521一条の団体を含む——筆者注)は、自らがその保護を目的としている共同の利益に対して直接的または間接的な損害をもたらしている行為に関連して、自然・環境保護、生活環境の改善、水・大気・土壌・風光・景観の保護および都市化に関する法律条項に対する違反を構成している行為に関連して、ならびに適用するために選ばれた法文に対する違反を構成している行為に関連して、損害賠償請求人にあると認められている権利を行使することができる」。この規定に関連して、一九七六・七・一九の特定施設法二二一条および一九九二・一・三の水に関する法律四二条に公認団体の私訴権が規定され、また、都市計画法一六〇一条第七項の規定していた団体を農事法二五二一条の団体とするよう改められた。私人の私訴権の対象となる法益が広く認められる傾向からすると、公認団体の私訴権の規定は、個人

が直接かつ個人的損害を立証できないような場合に、公認団体が私訴を提起する機能を持つこととなる⁽⁷³⁾。条文上は、個々人の利益に対する影響なしに自然環境の要素を侵害する場合にも公認団体の私訴は認められうるように思われる。プリュールも、これらの団体の私訴権の規定は、私訴の要件が厳密には充足されなくても私訴を認めるものであるとする⁽⁷⁴⁾。

さらに農事法二五二―五条は「特定された複数の自然人は、第1―二五二―三条に掲げる範囲内において、同一人の行為に起因する個人的損害および原因が共通している個人的損害をこうむった場合、第二五二―一条に定めるすべての公認団体は、もしも当該自然人のうち少なくとも二名から委任を受けたのであれば、当該自然人の名においてあらゆる裁判所に補償の申し立てを提起することができる」とし、公認団体に委任による損害賠償請求権を認めた。

また、公法人にも私訴権が認められている。すでに、一九八五・七・一八の地域開発事業の方法に関する法律二六条が市町村に私訴権を認めていた⁽⁷⁵⁾。さらに、一九九五年の環境保護強化法は公法人の私訴権を明らかにした。すなわち、同法によって改正された農事法二五三―一条は「環境・エネルギー管理庁・沿岸保存所・流域財政局および歴史的記念物・風光地区公庫は、自らがその保護を目的としている共同の利益に対して直接的または間接的な損害をもたらしている行為に関連して、自然・環境保護、生活環境の改善、水・大気・土壌・風光・景観の保護および都市化に関する法律条項に対する違反を構成している行為に関連して、ならびに適用するために選ばれた法文に対する違反を構成している行為に関連して、損害賠償請求人にあると認められている権利を行使することができる」として、環境保護についてより広い範囲で公法人に私訴権を認めている。

国立公園の公園長は管轄区での犯罪について被害者となり、私訴を提起できる（農事法二四一―七〇条、二五五条⁽⁷⁶⁾）。

② 刑罰の多様性

フランス環境刑法の第二の特徴は刑罰の多様性にある。もつとも、これもフランス刑法の特徴を環境法にも適用した結果であって、フランス刑法そのものの特徴であるといった方がよいかもれない。

さて、通常の刑は環境犯罪者にはあまり適さないとされている。つまり、罰金は原則として被告人が負担するが、会社の社長や従業員が問題となるときは結局は法人が支出することになる。また、懲役もあまり適用されないとされる⁽⁷⁷⁾。しかし、フランス刑法の補充刑、刑の宣告猶予、刑の個別化といった制度は、環境犯罪者に罰金や懲役より効果的な刑罰をもたらしているといわれる。

(1) 補充刑

補充刑は主刑に加えて言い渡される刑であり、没収のように必要的なものがある⁽⁷⁸⁾。フランス刑法典は一三一一〇条で重罪又は軽罪の裁量的補充刑を規定している。禁止・失権・権利無能力若しくは権利の取り消し・物の移動禁止若しくは没収、事業所の閉鎖・新聞若しくはすべての視聴覚伝達手段による判決の掲示若しくは広告を含むとする。また、一三一―一六条は違警罪を定める規則に、運転免許停止・武器の所持又は携帯の禁止・狩猟免許の取り消し・犯罪供用物又は犯罪生成物の没収を規定できるとする。

環境法の中にも補充刑が規定されている。判決公表などの他に、特に注目されるのが、施設使用禁止・営業停止・原状回復命令・規則遵守命令である。これらは、単独で規定されることも多いが、これらの執行を担保する措置が組み合わされる場合には、その効果は増す。

例えば、特定施設法一九九条は、経営者が規則不遵守罪（一九七七・九・二一デクレ四三条——第五級違警罪——）

万フラン以下の罰金) で有罪とされるとき、裁判官は罰金だけでなく、補充刑として規則遵守命令を科すことができるようにした。しかも、この命令の不遵守を新たな犯罪として軽犯罪(二〇条二項——六ヶ月の懲役及び(又は)五〇万フランの罰金)とし、より重い刑罰を用意して、規則遵守を担保することにした。さらに、一九八五・七・三法による改正により、営業停止も言い渡せるようになった(一九九条)。

都市計画法四八〇―七条も土地の規則違反の利用罪等(刑は違反によって異なる——四八〇―三・四条)に規則遵守命令を科しうるとし、それに罰金強制(一日五〇フラン以上五〇〇フラン以下)をつけて、規則遵守を担保している。また、一九七五・七・一五の廃棄物法二四条では、違法投棄・条件違反のごみ処理・リサイクルに関する犯罪(二年の懲役及び(又は)五〇万フランの罰金)について原状回復命令(二四条)を科しうることとし、さらにそれに罰金強制をつけている。しかし、原状回復命令の違反を犯罪としていないので、特定施設法に比して不十分とされている。⁽⁷⁹⁾

(2) 刑の宣告猶予

刑の宣告猶予の制度は一九七五・七・一一法で刑法典に取り入れられた。軽罪と違警罪について、裁判所が有罪判決を言い渡した後に、刑の言い渡しを延期する制度である(刑法一三二―五八条)。刑に関する判決は最初の猶予決定から一年以内におこなう(刑法一三二―六二条)。刑の宣告猶予には単純な刑の宣告猶予(刑法一三二―六〇条)、保護観察付き刑の宣告猶予(刑法一三二―六三条)、遵守事項付刑の宣告猶予(刑法一三二―六六条)がある。遵守事項付刑の宣告猶予には罰金強制をつけうる(刑法一三二―六七条)。刑の宣告猶予をするには特別の規定が必要である。

環境法では、裁判官は刑の宣告猶予をして、汚染の差止め命令や規則遵守命令を出し、有罪とされた者の判決後の

行動を見て、刑罰を選択するというようになる。例えば、一九九二・一・三の水に関する法律二四条では、法律又は法律適用のための規則・個別決定から生じる義務違反で有罪とされる場合には、裁判所は有罪宣告の後に違反した規定の遵守を厳命して、刑罰の言い渡しを延期する。裁判所は猶予期間を定めうる。また、罰金強制付の差止め命令も出すことができる。森林法三二二・九一条（雑草を刈り払う義務違反——三二二・三三条違反）や一九七五・七・一五廃棄物法二四条等にも同様の構造の規定がある。

遵守事項の内容は裁判官に任せられる場合もあり、法律に定めのある場合もある。⁽⁸⁰⁾

一九九二・一二・一六の導入法によって、刑法七四七・四四条は、裁判官に遵守事項の執行を確認する任務を負わせたので、裁判官にとっては過重負担であるとの声もある。⁽⁸¹⁾

刑の宣告猶予の効果については、特定施設法の場合のように、最高刑が違警罪の罰金るときはあまり効果がないとされる。しかし、他方で、一九九二・一・三の水に関する法律二二条のように、軽犯罪で懲役が規定されていて、有罪とされたものがそれを受ける恐れのあるときは効果は大であるとされる。⁽⁸²⁾

(3) 刑の個別化

刑法一三二・二四四条は刑の人的個別化を規定し「法律の定める限界内において、裁判所は、犯罪の事情と行為者の人格に応じて、刑を言い渡し、その執行制度を定める」とする。先に述べた刑の宣告猶予も刑の個別化の一態様であるが、他に、通常の刑の個別化によることも可能である。

すなわち、保護観察付刑の執行猶予（刑法一三二・四〇条以下）、公益奉仕労働を伴う執行猶予（刑法一三二・五四条以下）等である。また、そもそも軽罪には、拘禁刑・罰金刑・日数罰金の他に公益奉仕労働（刑法一三二・八条）

と権利剝奪刑（刑法一三一―一六条）がある（さらに既述の補充刑―刑法一三一―一〇条がある）。これらを環境犯罪者に適用することもできる。

しかし、これらは企業の社長などには非常に厳しく感じられるという。例えば、保護観察付執行猶子の条件として一週間の軍事訓練も可能であり（刑訴 R 五八第三）、また、工場の経営停止も言い渡せる（刑法一三一―六一―一条で軽罪を犯すために職業的活動の能力を使用した場合に可能）。さらに、社会奉仕活動として川の手作業による清掃も言い渡し得るとされる。

しかし、これらの手段は自己管理のできない犯罪者を念頭に置いてつくられた規定であり、社会に適応している環境犯罪者に適用されるときは非常に過酷なものとも考えられている。自由で幸いな人間を、フランス革命の士が刑法を起草したときに考えた犯罪者に仕立てることに疑問があるとされる⁽⁸³⁾。

以上に述べた環境犯罪者に適用可能なフランスの刑罰、特に、裁判官が操業停止や刑の宣告猶子期間の規則遵守を命じうる点は、海外でも高く評価されている⁽⁸⁴⁾。

(56) 村上順「生活妨害排除訴訟と行政の公益判断の縮減——フランスにおける建築紛争を中心として——」神奈川法学二五巻二号（一九八九年）二四二―二四三頁、巨理格「フランス自然環境保護法の諸動向——市民と環境保護団体の法的地位を中心に——」自然環境法制的総合的研究——国際的動向を踏まえたわが国法制の改善の提言——（自然環境保全法制研究会・一九九四年）二二頁。

(57) 沢登佳人・沢登俊雄・新倉修訳・フランス刑事法「刑事訴訟法」〔昭和五七年〕一四二頁。

(58) 村上・前掲論文二四二頁。

(59) 沢登佳人他・前掲書四頁。

(60) Mayaud, *Infractions contre les personnes*, *Rev. sc. crim.* (1), 1997, 106.

(61) Robert, *Rev. sc. crim.* (2), 1997, 391.

(62) Guihal, 769.

- (63) 村上・前掲論文二四四頁以下。
- (64) 村上・前掲論文二四二・二四八頁。
- (65) Guihal, 756.
- (66) Guihal, 767.
- (67) Guihal, 761.
- (68) TGI Albertville 26 aout 1975 JCP 1976ed G II 18384. ただし、民事の部分の判決しか知り得なかった。Guihal, 762.
- (69) Crim. 26 fev. 1964 : Bull. n. 70, 157. Guihal, 762, 763.
- (70) Guihal, 771.
- (71) 村上・前掲論文二四六頁。
- (72) 財団法人国土開発技術センター調査第一部の訳（未公刊）による。以下同じ。
- (73) 村上・前掲論文二四九頁。
- (74) Prieur, Droit de l'environnement, 3ed, 814, 825 n. 929.
- (75) 巨理・前掲論文二〇頁。
- (76) Guihal, 835, 836, 2570. 狩猟法違反について、農事法デクレR二四一一・二八・七〇条を根拠とし、ヴェノワーズの国立公園に私訴権を認めたものとして、Crim., 8 mars 1995, Dr. pen. 1996, comm. 269, 2esp. がある。また、水質汚染に関して、漁業と水環境保護のためのOrneのフェデレーションに、農事法デクレR二三四一二条、二三四一三条を根拠として、このフェデレーションは知事の統括の下で、傘下の団体のために漁業領域を監視しており、損害賠償請求権があったものとして、Crim., 10 avr. 1997, Dr. env. 1997, n. 52, 4がある。但し、両判決とも直接参照しえなかった。これらについては、Robert, Rev. sc. crim. (4), 1997, 846.
- (77) Robert, Revue internationale droit pénal, 956.
- (78) 沢登俊雄・沢登佳人・新倉修・フランス刑事法「刑法総論」（昭和五六年）三二四頁。
- (79) Guihal, 1520.
- (80) Guihal, 718, 719.
- (81) Guihal, 728, 279.

- (82) Robert, *Revue internationale droit pénal*, 957.
 (83) Robert, *Revue internationale droit pénal*, 958.
 (84) Kiss, A: *Manual European Environmental Law*. 2nd ed. 1997, 149.

III 日本の環境刑法との比較

日本の環境刑法を概観すると、刑罰が用意されている主な犯罪には次のような類似点が見られる。すなわち、罰金と選択的に懲役が科される行為として、第一に、計画変更命令・改善命令等の違反（大気汚染防止法九条、一四条、三三条、水質汚濁防止法八条、一三条一・三項、三〇条、騒音規制法一二条二項、二九条）、第二に、排出基準違反（いわゆる直罰方式、大気汚染防止法一三条一項、一三条の二第一項、三三条の二、水質汚濁防止法一二条一項、三一条）、第三に、設置等届出違反（大気汚染防止法六条一項、八条一項、一八条の六第一・三項、一八条の一五第一項、三四条、水質汚濁防止法五条、七条、三二条）が共通にあげられる。

これらは行政的規制に対する担保として刑罰を用いるものである。フランスの環境法制と比較すると、第一の改善命令違反等に懲役が予定されている点は両国で共通である。これに対して、第二、第三の点に関しては、わが国では排出基準違反に及び届出違反にも懲役が予定されている点が異なる。（また、検査違反には懲役が予定されていない点がフランスと異なる。）フランスでは、日本で排出基準違反を構成するような行為は二類型に分けられる。まず、大気汚染については、汚染物質の排出等の規則違反については、知事の命令に反した場合のみ懲役刑が科され得る（一九九六・一一・三〇の大気汚染防止法三八条）。これは、大気という拡散性の強いものに関して、明確性の原則に

反しないように独立罪を規定することの困難性によるものといえよう。しかし、とにかく行政規則違反という形をとっている。かつて平野教授は「刑法も環境の保護に一定の役割は演じる。しかし、基本的な問題は、比較的大きな企業の活動をどのようにして規整するかにあるから、基準——排出基準および設置基準——を厳格に定め、これを行政的手段によって強行するのが、最も有効な方法である。刑法は限定された役割しか果たさないし、果たす場合にも、主として行政規制と一体になって、その役割を果たすものである。」とされていた。⁽⁸⁵⁾ここでは、環境に影響する行為も、まず、行政規制を守らなかったから処罰されるのであって、環境に影響するから処罰されるのではない。

他方で、フランスでは水質に関しては、農事法二三二―二条や水に関する法律二二条のような結果を重視した独立罪が規定されている。⁽⁸⁶⁾これに対して、わが国では、独立罪としては「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」をあげうる程度である。⁽⁸⁷⁾フランス農事法二三二―二条や水に関する法律二二条のような規定はない。フランス農事法二三二―二条や水に関する法律二二条のような規定は環境への影響、環境の侵害そのものを処罰する点で、環境は刑法上保護されるべき対象であり、法益であることを宣言する意味を持っている。

行政規制違反にも懲役を科しうるのならば、少なくとも同様の重さの懲役で独立罪を規定することもできるはずである。環境法違反に懲役を科することはできないという議論にはならないであろう。平野教授は「今では公害問題は解決されたので、人々の不満は、よりひろく環境の悪化にむけられはじめた。環境の快適さや自然資源の保護への要求も強くなってきた。…いずれにせよ、刑法はこの点においては、公害防止よりも一段と小さい役割しか果たさないであろう。」とされていた。⁽⁸⁸⁾しかし、「刑法の守備領域は、環境破壊が、人の生命、健康に害を及ぼす場合だけでなく、生態系や地球規模の環境をも保護法益とする方向で見直さなければならぬ。」ともされている。⁽⁸⁹⁾基本的に独立罪を承認し、独立罪規定の明確性、危険犯とするか侵害犯とするか等の問題を検討すべきであるように思われる。

- (85) 平野龍一「環境の刑法的保護」刑法の機能的思考（刑事法研究第一卷・昭和五九年所収）一二六頁。
- (86) なお、一九九二・一・三の水に関する法律の八条一項は水質等についてデクレに委任をしている。したがって、その違反が単なるデクレ違反として違警罪になる場合も考え得る。
- (87) なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律一六条、二五条六号、二六条五号、三〇条参照。
- (88) 平野龍一「日本における自然環境の刑法的保護」刑法の機能的考察（刑事法研究第一卷・昭和五九年所収）一三六頁。
- (89) 前野育三「現在の環境問題と刑罰の役割」西原春夫先生古稀祝賀記念論文集第三卷（平成一〇年）四七四頁。さらに、立石雅彦「環境保全法の罰則について」中山研一先生古稀祝賀記念論文集第二卷（平成九年）一四九頁参照。

本論文は、平成九・一〇年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)「環境刑法の総合的研究」（上智大学町野朔教授代表）の担当部分の報告に基づくものである。

（一九九八年 八月 脱稿）